

国際会計基準審議会 御中

公益社団法人
日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

公開草案「経営者による説明」について

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、2021年5月に公表された公開草案「経営者による説明」（以下、ED）について、意見書を提出する。

当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約28,000名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト(CMA*)を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む12名の委員で構成されている。

9月29日に当協会の関係者向けオンラインセミナーを開催して、EDの内容を解説してくれた国際会計基準審議会（以下IASB）の鈴木理事には、大変に感謝している。セミナーに参加した16名のCMA*に対してアンケートを送付し、回答のあった11名（回収率69%）の集計結果を基に、当研究会とサステナビリティ報告研究会の委員が合同で議論して、当協会の意見書を作成した。今年3月に設立したサステナビリティ報告研究会は、アナリスト、ESG専門家、公認会計士、学識経験者を含む8名の委員で構成されている。なお、アンケートの集計結果は、付録資料として添付した。

記

はじめに

そもそも、IASBがEDの基になるIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」（以下、本実務記述書）の改訂作業を始めた時点では、「経営者による説明（以下、MC）」とIFRS会計基準の連携だけを意識しており、IFRS財団が国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）を設置し、IFRSサステナビリティ基準の開発に取り組むことは想定されていなかった。質問8や質問9への回答でも述べるが、MC、IFRS会計基準に基づく財務報告、IFRSサステナビリティ基準に基づくサステナビリティ報告という3つの情報に関して、利用者や作成者に無用の混乱が起きない様に、3つの相互関係と整合性を可能な限り整理し、EDのさらなる改善を図った後に、改訂後の本実務記述書を発行すべきと考えている。

以下、個別の質問に沿って、我々の意見を述べる。

質問3—経営者による説明の目的

3.1項は、企業の経営者による説明が次のような情報を提供することを提案している。

(a) 財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。

(b) 長期を含むすべての時間軸にわたり企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性がある諸要因に対する洞察を提供する。

3.2項は、重要性がある場合には3.1項で要求されている情報を提供することを提案している。

3.2項は、経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性があると述べている。

3.5項から3.19項は、「価値を創出する能力」の意味を含めて、当該目的の諸側面を説明している。

BC42項からBC6項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

経営者による説明の目的の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

EDの提案するMCの目的に賛成する。我々のアンケートのQ1でも、全員が「目的が妥当だと思う」と回答している。質問3の(a)と(b)は、財務情報の利用者を明確なターゲットと定めており、IFRS会計基準と統合的な目標が設定されている。財務諸表で提供される数値には将来を含む見積もりの要素が増えており、これらを補完する情報の提供というMCの役割を明確な目標として示している。この目的の諸側面を説明した3.5項～3.19項により、MCに何を書くべきかを経営者が理解し易くなると思われる。

質問4—全体的なアプローチ

公開草案は、次のような目的ベースのアプローチを提案している。

(a) 経営者による説明の目的を定める（第3章参照）。

(b) 経営者による説明の6つの内容領域、及び、それぞれの内容領域について、経営者による説明で提供される情報が満たすことを要求される開示目的を定める（第5章から第10章参照）。

(c) 経営者による説明が開示目的を満たすために提供することが必要となる可能性のある情報の例を示す（第15項参照）。しかし、

(d) 経営者による説明が提供しなければならない情報の詳細で規範的なリストは提供しない。

BC69項からBC71項は、当審議会がこのアプローチを提案した理由付けを説明している。

当審議会のアプローチ案が次のようになると予想するか。

- (a) 運用可能とすることができる — 投資者及び債権者が必要とする情報を経営者が識別するための適切かつ十分な基礎を提供する。
 - (b) 執行可能である — 企業が本実務記述書の要求事項に準拠したのかどうかを監査人及び規制当局が判断するための適切かつ十分な基礎を提供する。
- そうでない場合には、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

EDの提案する目的ベースのアプローチは、運用可能で執行可能であろう。我々のアンケートのQ2でも、91%が「目的ベースのアプローチの提案は妥当だと思う」と回答している。BC69項～BC71項にもある様に、一般的な情報の羅列で利用者にとって重要な情報が埋没する危険性のある規範的アプローチではなく、目的ベースのアプローチを選択した妥当な提案である。

ただし、経営者はネガティブな情報の開示に消極的であるという本質的な問題を、完全には解決できないであろう。従って、リスク情報の開示にさらなる工夫の余地はないのか、IASBは検討を続けていただきたい。

質問5—全体的なアプローチ

内容領域について提案している開示目的は、3つの要素で構成されている。主たる目的、目的の評価及び具体的な目的である。4.3項は、各構成要素の役割を説明している。4.4項から4.5項は、内容領域についての開示目的を満たし、経営者による説明の目的を満たすために必要な情報を識別するためのプロセスを示している。

BC72項からBC76項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

- (a) 開示目的の設計の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。
- (b) 提案している開示目的についての全般的なコメントのうち、質問6に対する回答で扱っていないものはあるか。

6つの内容領域について、主たる目的、評価目的、具体的目的という3つの要素で開示目的を示したEDの提案に同意する。我々のアンケートのQ3でも、82%が提案された「MCから十分な情報が提供されると思う」と回答している。6つの内容領域と3層構造の開示目的の組み合わせというアプローチは、利用者、作成者ともに受け入れ易いであろう。ただし、MCの質を大きく左右するのは、「市場との対話」への経営者の取組み姿勢であり、提案されているアプローチの有効性については、利用者である投資家や債権者と経営者の今後の対話を通じて、最終的な評価が定まるものと考えている。

質問 6—内容領域についての開示目的

第5章から第10章は、6つの内容領域についての開示目的を提案している。次のことに関する情報について提案している開示目的に同意するか。

- (a) 企業の事業モデル
- (b) 当該事業モデルを維持し発展させるための経営者の戦略
- (c) 企業の資源及び関係
- (d) 企業が晒されているリスク
- (e) 企業の外部環境
- (f) 企業の財務業績及び財政状態

賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問 6 の(a)～(f)の 6つの内容領域について、ED が個々に提案する開示目的に同意する。我々のアンケートの Q4 でも、73%が「同意できない開示目的はない」と回答している。

ただし、(d)「企業が晒されているリスク」に関しては、リスクだけでなくオポチュニティについても、どの様に触れるべきかを定める必要があるという意見があった。また、(f)「企業の財務業績及び財政状態」に関しても、サステナビリティに関連する事項は、長期間を経ないと(f)に反映できないので、具体的な事例を含めて IASB が(f)に何を期待しているのかをさらに明確にする必要があるという意見があった。

質問 8—長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項

本公開草案で提案している要求事項及びガイダンスは、企業の長期的な見通し、無形の資源及び関係、並びに環境的及び社会的事項に影響を与える可能性のある事項に関する報告に適用されることになる。付録Bは、そうした事項に関してどのような情報を提供する必要があるのかを決定するにあたり経営者が考慮することが必要となる可能性が高い要求事項及びガイダンスの概要を示している。付録B はまた、記述している事実パターンにおいてどの事項が主要でありどの情報に重要性があるのかを識別するにあたり、経営者が当該要求事項及びガイダンスをどのように考慮する可能性があるのかを示す例も示している。

BC82項からBC84項は、このアプローチについての当審議会の理由付けを説明している。

- (a) 本公開草案で提案している要求事項及びガイダンスは、投資者及び債権者が次のことに関して必要とする重要性がある情報を経営者が識別するための適切かつ十分な基礎を提供するであろうと予想するか。
 - (i) 企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項
 - (ii) 無形の資源及び関係

(iii) 環境的及び社会的事項

賛成又は反対の理由は何か。提案している要求事項及びガイダンスが、経営者が当該情報を識別するための適切かつ十分な基礎を提供しないであろうと予想する場合には、どのような代替的又は追加的な要求事項又はガイダンスを提案するか。

(b) そうした事項に適用される要求事項及びガイダンスの提案について他に何かコメントがあるか。

EDの提案する「付録B」は概ね、質問8(a)の(i)～(iii)に関して、利用者である投資家と債権者が必要とする重要性のある情報を経営者が識別するために、適切かつ十分な基礎を提供しているであろう。我々のアンケートのQ5でも、過半数の55%が(i)～(iii)に関して「十分な情報が提供されると思う」と回答している。「思う」という回答者は、リスクファクターについて色々な面から説明する際に経営者が参考にできるため、ネガティブな情報の開示を避けがちな経営者に対する一定の抑止効果や、当該企業を良く知らない投資家や債権者に有用な情報の網羅的な提供が期待できる点などを評価している。

一方で、「付録B」は内容が簡素で、具体的な事例の充実や活用すべき指標の明示がないと、参考にならないという意見も少なくない。また、投資家や債権者の関心が高い知的資本や人的資源などに関する(ii)「無形の資源及び関係」の情報が、(a)「企業の事業モデル」、(c)「企業の資源及び関係」という内容領域へ分散されて分り難くなる。(iii)「環境的及び社会的事項」は、(a)～(f)の内容領域に分散せず、まとめて説明した方が分り易いなど、さらなる改善を求める声があった。

次の質問9とも関連するが、(iii)「環境的及び社会的事項」に関する付録Bは、ISSBが開発を進めるであろうIFRSサステナビリティ基準と整合性のとれた内容でなければならないであろう。

質問9—サステナビリティ報告に関するIFRS財団評議員会のプロジェクトとの相互関係

BC13項からBC14項は、IFRS財団の評議員会が、財団がサステナビリティ報告基準を設定するための新しい審議会を設置することを可能にするために財団の定款を修正する提案を公表した旨を説明している。将来において、企業はその新しい審議会が公表する基準を、本実務記述書に準拠するために必要となる環境的及び社会的事項に関する一部の情報を識別するのに役立てるために適用することができる可能性がある。

評議員会の計画に関連して、当審議会が本実務記述書を最終確定するにあたり考慮すべきであると回答者が考える事項はあるか。

我々のアンケートのQ6では、91%が「ISSBによるIFRSサステナビリティ基準の開発との関係において、EDを最終確定するに当たりIASBが考慮すべき事項がある」と回答し

ている。ESGのEとSに相当する質問8(a)の(iii)「環境的及び社会的事項」に関して、改訂後の本実務記述書の内容と、IFRSサステナビリティ基準の求める開示内容が整合的であることは最低条件である。ISSBがESGのEに焦点を当て、最初に公表するであろう気候変動に関するIFRSサステナビリティ基準と、改訂後の本実務記述書の内容が不整合ならば、利用者に大きな混乱と作成者に過大な負担を強いることになる。

従って、IASBはISSBと十分な協議を重ね、最初のIFRSサステナビリティ基準に関する公開草案が公表された後に、改訂後の本実務記述書を最終確定することを提案する。さらに、Eの気候変動に続いて、ESGのSやGに関するIFRSサステナビリティ基準も開発されることが考えられるため、ISSBとの長期的な連携は不可欠である。両協議会には、IFRSサステナビリティ基準の新基準が最終確定する時点で、本実務記述書の必要な改訂が完了している様に、適切な協力体制の検討と構築を進めていただきたい。

質問11—完全性、バランス、正確性及び他の属性

(a) 第13章は、経営者による説明における情報が、完全でバランスの取れた正確なものであることを要求することを提案しており、当該情報をより有用にする可能性のある他の属性について論じている。第13章はまた、経営者による説明における情報が所要の属性を有することを確保するのに経営者が役立てるためのガイダンスも提案している。BC97項からBC102項及びBC114項からBC116項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

(b) 13.19項から13.21項は、企業が公表した他の報告書における情報への相互参照によって経営者による説明に情報を含めることについて論じている。BC117項からBC124項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か

MCの情報が完全でバランスの取れた正確なものであることを要求する質問11(a)の提案に賛成する。我々のアンケートのQ7でも、73%が「この提案は妥当だと思う」と回答している。「完全でバランスの取れた正確なもの」と明示することで、ネガティブな情報の開示を避けたいという経営者のインセンティブを抑え、ネガティブな情報をMCに含める必要性を強調できるからである。

半面、IFRS会計基準の「財務報告に関する概念フレームワーク」で定義された有用な財務情報の質的特性と、提案された「完全でバランスの取れた正確なもの」の関係や整合性が不明確な点を懸念する声も少なくない。経営者がMCを記述する際に、「財務報告に関する

概念フレームワーク」で定義された有用な財務情報の質的特性を、考慮する必要が有るのかどうかを明示することを提案する。

企業が公表した他の報告書の情報への相互参照をMCで用いる質問11(b)の提案には、無条件で賛成できない。我々のアンケートのQ8では、他の報告書と相互参照する提案に反対者は居なかったものの、「どちらともいえない」という回答者が54.5%を占め、「この提案は妥当だと思う」回答者は45.5%で過半数を下回っている。

我々が最も懸念しているのは、BC120(b)が指摘する「相互参照によって含めた情報の位置づけ」である。例えば、MCと相互参照先の任意開示書類で、保証や監査を要求される水準に差がある場合に、MCを保証する監査法人などが、相互参照されている情報をどの水準まで保証できるのかが分からない。また、財務報告書と公表タイミングの異なる他の報告書を参照する場合、対象期間の相違により不適切な情報を提供してしまう危険性やそれを防ぐための手順を、規定しておく必要性もある。

13.19項でMCの「明瞭性を低下させない場合には」という前提を設け、無秩序な相互参照の拡大に歯止めをかけるという提案の意図は理解した上で、監査業務や保証業務への影響なども考慮して、もう少し具体的に「明瞭性を低下させない場合」の定義を示していただきたい。我々が抱いた様な懸念が払拭されなければ、MCにおいて相互参照を有効に活用するのは難しいであろう。

以上

資料：公開草案「経営者による説明」アンケート集計

9月29日(水)のIASB鈴木理事によるオンラインセミナーに参加したCMA16人に対し、10月4日(月)にアンケートを発送した。10月18日(月)の締切りまでに11人から回答があり、回収率は68.8%であった。

Q1：ED で提案された「経営者による説明（以下、MC）」の目的は妥当だと思いますか？

EDの質問3

(a) 妥当だと思う。	11人	100.0%
(b) 妥当だと思わない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	0人	0.0%
合計	11人	100.0%

ED では、次のような目的ベースのアプローチを提案しています。

- (a) 「MC」の目的を定める。
- (b) 「MC」の6つの内容領域の全体とそれぞれの内容領域について、「MC」で提供される情報が満たすべき開示目的を定める。
- (c) 「MC」が開示目的を満たすため、提供が必要な可能性のある情報を例示する。
- (d) 「MC」が提供すべき情報の詳細で規範的なリストは提供しない。

Q2：ED の目的ベースのアプローチの提案は妥当だと思いますか？ **EDの質問4**

(a) 妥当だと思う。	10人	90.9%
(b) 妥当だと思わない。	1人	9.1%
(c) どちらともいえない。	0人	0.0%
合計	11人	100.0%

ED では**Q2(b)**に関して、次の6つの内容領域を示し、「MC」で提供される情報が満たすべき**主たる目的**、投資者と債権者の評価に十分な基礎を提供する**評価目的**、投資者と債権者の理解に役立つ**具体的目的**という3層構造で、開示目的を満たすことを提案しています。

- (a) 企業の事業モデル
- (b) 当該事業モデルを維持し発展させるための経営者の戦略
- (c) 企業の資源及び関係
- (d) 企業が晒されているリスク

- (e) 企業の外部環境
- (f) 企業の財務業績及び財政状態

Q3: ED の提案する 6 つの内容領域の分類と 3 層構造の目的により、「MC」から十分な情報が提供されると思いますか？ **ED の質問 5**

(a) 思う。	9 人	81.8%
(b) 思わない。	1 人	9.1%
(c) どちらともいえない。	1 人	9.1%
合 計	11 人	100.0%

Q4: ED の 56 頁～58 頁の第 11 章に要約された 6 つの内容領域の主たる目的、評価目的、具体的目的に関して、同意できないものがありますか？ **ED の質問 6**

(a) ある。	2 人	18.2%
(b) ない。	8 人	72.7%
(c) どちらともいえない。	1 人	9.1%
合 計	11 人	100.0%

投資者と債権者が特定の関心を持つ①企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、②無形の資源および関係、③ESG 事項について、経営者がどのような情報を提供すべきかを識別するため、ED は 93 頁～117 頁で「付録 B—長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項」を提案しています。

Q5: ED の「付録 B」で提案されたアプローチによって、上記①～③に関して「MC」から十分な情報が提供されると思いますか？ **ED の質問 8**

(a) 思う。	6 人	54.5%
(b) 思わない。	1 人	9.1%
(c) どちらともいえない。	4 人	36.4%
合 計	11 人	100.0%

Q6 : ISSBによる「IFRS サステナビリティ基準」開発との関係において、EDの環境的事項や社会的事項などに関する提案を最終化する際、考慮すべき事項はありますか？

EDの質問9

(a) ある。	10人	90.9%
(b) ない。	1人	9.1%
(c) どちらともいえない。	0人	0.0%
合計	11人	100.0%

Q7 : EDの63頁～70頁の第13章の提案では、「MC」における有用な情報の属性として、完全でバランスの取れた正確なものであることを要求しています。この提案は妥当だと思いますか？ EDの質問11(a)

(a) 妥当だと思う。	8人	72.7%
(b) 妥当だと思わない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	3人	27.3%
合計	11人	100.0%

Q8 : EDの67頁の「相互参照によって含めた重要性がある情報」では、「MC」の明瞭性を低下させない場合には、「MC」に直接含めるのではなく他の報告書と相互参照することを提案しています。この提案は妥当だと思いますか？ EDの質問11(b)

(a) 妥当だと思う。	5人	45.5%
(b) 妥当だと思わない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	6人	54.5%
合計	11人	100.0%

以上